

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊本県鹿本郡植木町

2 構造改革特別区域の名称

植木町福祉輸送セダン特区

3 構造改革特別区域の範囲

熊本県鹿本郡植木町の全域

4 構造改革特別区域の特性

植木町は、熊本県の西北部、熊本市の中心部から北へ 12 k m、古くから交通の要衝として発展しており、現在も JR 鹿児島本線の植木・田原坂の 2 駅と九州自動車道植木 I・C があるほか、国道 3 号線、208 号線も走り県北の玄関口としての役割を担っている。

豊かな自然にも恵まれ東西 8 k m、南北 15 k m、総面積 65.81 k m²。熊本市と接している都市近郊型の町である。町の基幹産業としての農業も活気があり、野菜や米の他、スイカやメロンなどの施設園芸が盛んである。

平成 17 年 4 月 1 日現在の人口は 31,567 人で県内 68 市町村中 13 番目、65 歳以上の高齢者人口は 6,881 人であり、前年より 100 人程度増加したことから高齢化率は 21.9 % となり、年々高齢化が進んでいる状況である。また、身体障害者は 1,392 人で前年より 31 人増加している。

町内の交通機関は、JR 鹿児島本線が町の南西部を走り、植木駅と田原坂駅の 2 駅がある。そして、国道 3 号線が町の中心部を南北に、208 号線が玉名市へ西に走っている。更に九州自動車道のインターチェンジが国道 3 号線に接している。各国道には、熊本市から山鹿市へ(3 号線)、と玉名市へ(208 号線)路線バスが運行されている。また、空白区を補うように県道を 4 つの路線でバスが運行されている。しかし、そのほとんどが他市の中心地や大きな駅との連絡であったり、運行本数が充分でなかったり、低床バスも少ないことから、町民の主となる移動手段は、自転車、バイク、自家用車となっている。

バス路線のない地域においては、従来からタクシーに頼るほかなく、町内に営業所を持つタクシー会社 4 社(3 社は町内、1 社は町外)を利用している。こうした状況から、必ずしも公共交通機関が町内で充足しているとは言えず、特に移動制約者の移動手段の確保が課題となっている。

【移動制約者の状況】

移動制約者(介護保険の要介護・要支援者、身体障害者及び知的障害者、精神障害者)

であって単独での移動が困難な者は、次のとおりである。

(1) 介護保険の要介護・要支援認定者

平成 17 年 4 月 30 日現在の要介護・要支援認定者数(表 1 参照)は 1,328 人で高齢者人口の 19.2%である。なお、この中には福祉車両を必要としない者もいる。

(2) 身体障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳の所持者数は 1,392 人(表 2 参照)、そのうち、移動制約者となる視覚障害者は 132 人、また、移動制約者となり得る肢体不自由者は 650 人、内部障害者は 458 人を数える。うち、肢体不自由者については、福祉車両を必要とする者もいる。

視覚障害者については、障害が重複していない場合には、必ずしも福祉車両を必要としないが、ガイドヘルパーを必要とする場合があるなど単独での移動に制限があり、公共交通機関利用の支障があるため、セダン型を利用した福祉有償運送による輸送の充実が望まれる。

また、現在これらの状況から、重度の障害者(身体障害 1・2 級及び知的障害重度)がタクシーを利用した場合には運賃の一部(利用券 1 枚につき、利用料の 2 割、交付枚数は月当たり 5 枚まで、利用券交付状況は表 3 参照)を助成する制度がある。

(3) 知的障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在の療育手帳所持者数は 190 人(表 4 参照)、うち重・中度の知的障害者は、交通規則の理解、安全確認などができない者が多く、また介護者や環境が変わることなどによってパニックに陥る者も多い。

輸送に際しても環境が変わらないように運転者が同一の者であることが理想的である。このため、肢体不自由との重複障害がない知的障害者、特に重・中度の者は、心のよりどころとなるホームヘルパーの運転するセダン型等を利用した福祉有償運送が望まれる。

(4) 精神障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 120 人(表 5 参照)であり、そのうち引きこもり傾向がある者は、心を許した介護者と一緒であるならば、初めて外に出ることができるようになる。輸送に際してもこのような介護者が運転することで、引きこもりの傾向がある者の外出を促進できると考えられるため、この者の運転するセダン型を利用した福祉有償運送が望まれる。

別表

表1 要介護(要支援)認定者数 平成17年4月1日現在 単位:人

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	299	366	202	169	132	121	1289
65歳以上75歳未満	43	46	22	28	15	12	166
75歳以上	256	320	180	141	117	109	1123
第2号被保険者	5	12	9	8	2	3	39
総数	304	378	211	177	134	124	1328

表2 身体障害者手帳取得者状況 平成17年4月1日現在 単位:人

等級	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1	47	8	5	122	213	395
2	43	45	1	125	4	218
3	11	19	4	108	59	201
4	4	18	2	154	182	360
5	8	2	0	106	0	116
6	19	48	0	35	0	102
計	132	140	12	650	458	1392

表3 タクシー券利用実績

区分	福祉タクシー利用券
交付者数(人)	150
利用者数(人)	2,680
助成額(円)	737,650

表4 知的障害者の障害別状況 平成17年4月1日現在 単位:人

18歳未満			18歳以上			計
重度 A1 A2	中度 B1	軽度 B2	重度	中度	軽度	
15	6	13	85	51	20	190

表5 精神保健福祉手帳交付状況 平成17年4月1日現在 単位:人

等級	1級	2級	3級	計
人数	44	70	6	120

【公共交通機関の状況】

町内の公共交通機関は、JR九州の鹿児島本線が町の西の端を南北に走っている。植木駅と田原坂の2つの駅を擁しているがいずれの駅も町の中心部より南西へ大きく離れており、主に通勤や通学のために多く利用されている。これを補うように、町の中心部を南北に走る国道3号線と、町の中心部から東（玉名市）へ伸びる国道208号線に九州産業交通の定期バスが運行されている。また、中心部から離れた地域の利用者の利便性を確保するために県道を通るバスも数本運行されている。低床バスは山鹿市と熊本市の間で1日数本走っている。

町内のタクシー会社の所有車両は約40台であるが、福祉車両の運行はない。現状では、町内の移動制約者のニーズに応えるため、NPO法人による輸送サービス（福祉車両1台）に依存しているところである。

【福祉輸送体制の状況】

（1）福祉車両の状況

本町と契約する福祉タクシーは、町の内外にはない。また、町内のタクシー3社に福祉車両はなく、町内に営業所を持つ1社にも本町での福祉車両はない状況である。

また、通院等乗降介助を伴う介護事業者は町内にはない状況である。

（2）訪問介護事業者・NPO法人等の介護輸送体制の状況

町内の訪問介護事業者は4社のうち道路運送法第4条関係の申請は今のところない。

（3）外出支援サービスの状況

厚生労働省所管の介護予防・地域支え合い事業、高齢者等の生活支援事業としての外出支援サービスは行っていない。

5 構造改革特別区域計画の意義

植木町では、平成16年に「うれしい えがお きらめくまち」を目指し、「植木町地域福祉計画」を策定した。子どもから高齢者まで、男性も女性も、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた家庭や地域で、心豊かに暮らしていくことを目標に住民と行政が一体となり取り組んでいる。

また、地域福祉計画の作成段階で実施した移動制約者に対するアンケートでは、具体的に「公共交通機関の利用が困難または不便」との回答が4番目に多く寄せられた。さらに、地域福祉を推進するための課題とその方向性として「福祉サービス事業の参入・振興を支援する」としており、NPO法人等の事業者が行う民間サービスが参入しやすい土壌づくりの必要性が述べられている。

特に、NPO等による福祉有償運送に使用する車両をセダン型に拡大することで、本

町の移動制約者に対し、公共交通機関ではカバーしきれない彼らの移動ニーズを満たすことが可能となり、この事業及び事業主体であるNPO等を通じ、行政と住民がパートナーシップを育みながら町づくりを協働で取り組むことにつながる。さらに、家族の送迎時間の短縮、就労継続を可能にすることで、生活の質を高め、総じて地域社会の安定に寄与することになる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置によるセダン型等の車両を使用した福祉有償運送サービスを実施することにより、福祉車両でなくても輸送可能な移動制約者（視覚障害、知的障害、内部傷害）に対するきめの細かいサービスが提供でき、より多くの移動制約者に社会参加の機会を提供することに繋がる。また、家族の介助や送迎の負担を軽減し、家族等の無理のない就労を可能にするなど地域の活性化にも貢献できる。

また、NPO等の民間活力などの地域資源の有効活用と利用促進による地域福祉サービスの拡大と質の向上が期待できる。

したがって、特区によって福祉有償運送を推進することは、植木町の地域福祉計画の柱であり、「福祉サービス事業の健全な成長を支援する」ことや、「住民主体の地域福祉を推進する」ことになり、住民との協働のまちづくりに資するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、従来から受けていた福祉や医療のサービスを引き続き受けながら、これまでの公的サービスの範囲では難しかった観劇や地域行事等の文化活動への参加も可能となる。障害者をはじめ要介護認定者等の移動制約者の社会参加が促進され、施設入所や病院への社会的入院の減少及び家族の介護負担の軽減が図られる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー

ア 内容、対象者

本町に住所を有し、身体障害者手帳の1級または2級、療育手帳のA1・A2所持者の方が福祉タクシーを利用した場合、利用料金の2割引きとしている。利用券

の枚数は、ひと月5枚までである。

イ 利用実績

利用券交付状況及び助成状況は、表4参照

ウ 契約事業者

4社（内町内にあるタクシー事業者は3社）

（2）重度身体障害者移動支援事業

一般の交通機関を利用することが困難な重度身体障害者が身体障害者福祉センター等の施設を利用するための交通手段を確保することにより、その自立と社会参加を促進する。（障害者デイサービス事業により送迎が可能な者を除く）

（3）身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービス及び障害児デイサービス事業

社会福祉法人等によりこの事業を実施することで、利用者に対する福祉サービスの拡大と質の向上を図る。就学前の知的障害児に対しては集団や親子での遊びを通じて健やかな成長を促す。また、同町としては、知的障害者が通所し諸活動を行うことを通じて自立を促す。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

特定事業番号：1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内で活動する植木町福祉有償運送運営協議会において認められたNPO法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

植木町内で活動を行うNPO法人等

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が植木町

(3) 事業により実現される行為

運送主体が所有する車両を用いて、要介護（要支援）認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の移動制約者であって、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から規制が緩和された福祉車両によるボランティア輸送は、福祉車両が十分に確保出来ていないというのが現状である。

本町域において福祉輸送サービスを活性化していくには、規制緩和を図りながら既存のNPO等の市民グループの活力を引き出していくことが望まれる。

また、車椅子等の補装具を利用しなくてもよい視覚障害者、知的障害者等の移動制約者にとっては、福祉車両でなくても利用が可能であることから、運行車両の制限緩和が移動手段の選択肢を広げるものである。

(1) 植木町福祉有償運送運営協議会の設置

有償のボランティア輸送事業の円滑な実施が確保されるよう関係機関による植木町福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、植木町高齢介護室に置く。

ア 運営協議会は、植木町が主宰し、構成員は次の者とする。

- (ア) 公共交通機関に関わる学識経験者
- (イ) 熊本運輸支局長又は、その指名する職員
- (ウ) 植木町タクシー事業者の代表又は、その指名する職員
- (エ) 福祉有償運送の利用者代表
- (オ) 福祉有償運送実施団体の代表
- (カ) 植木町長が指名する職員

イ 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会の窓口に設ける。事務局は、必要に応じて、臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(2) 運送主体

植木町で活動するNPO法人等(保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。)で、運営協議会の決議を経て許可を受けた事業者とする。

ア 運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

- (ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- (イ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条にいう「身体障害者」
- (ウ) その他知的障害者、精神障害者等であって独立した移動が困難なため、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

イ 対象者の管理

運送主体では、会員の指名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に保管する。

ウ 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について、会員登録時に説明し対応する。

(3) 使用車両

ア 使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。

この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に係る者との間に契約が締結され、当該契約の内容を証する書面に有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確に記載されていること。

また、利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明らかにされていること。

イ 福祉車両は、車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。

ウ 運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。

エ 外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

(4) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

これによらない場合は、運営協議会において以下の点について協議し、適当と認められた者とする。

ア 申請日前3年間運転免許停止処分をうけていないこと。

イ 熊本県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。

ウ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者

エ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者

オ その他移動制約者の輸送の安全確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(5) 損害賠償措置

運送に使用する全てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

(6) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等、地域の特性を勘案しつつ、営利には至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1とする。

(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。